申請書の作成に合わせて、往療明細表を作成することができるようになりました。

本資料の記載内容

- ・新バージョンでの実現機能
- ・住所データの作成方法
- ・往療明細表の作成方法
- その他の処理

(参考) 位置参照情報 利用規定 大字・町丁目レベル位置情報(街区レベル位置参照情報)

1. 新バージョンでの実現機能

- ・往療の距離を計算するに当たって出発地を、「**施術所**」、「**別の患者の住所**」、「**その他**」から選択することができます。
- ・出発地から、受療者の施術場所までを**住所データから直線距離が計算**できます。 ※ 自動計算できない場合などの場合には、手入力より距離、往療費を個別指定できます。
- ・作成した**往療明細表は印刷**できます。
- ・申請書画面に戻ると、申請書の往療欄に距離、金額、回数が埋め込まれます。 ※ 按分など、個別対応が必要な場合は、手入力により距離、金額、回数を個別指定できます。

本システムでは、国土交通省国土計画局参事官室が提供する「位置情報ダウンロードサービス」の機能を利用しています。使用条件、使用するデータの制限については、下記の通りです。

- ・使用する場合の利用規定については、下記(参考資料1)を参照してください。 本システムで計算される往療距離については、絶対的なものではありません。
- ・ここで利用するデータについては下記(参考情報 2)の「街区レベル位置参照情報」を参照してください。
- ・今回のリリースでは、「**東京都**」、「**神奈川県**」、「**埼玉県**」、「**千葉県**」のみ対応します。また、データ量が大きいため、必要な都県のみインストールすることができます。

往療費明細書 と 申請書

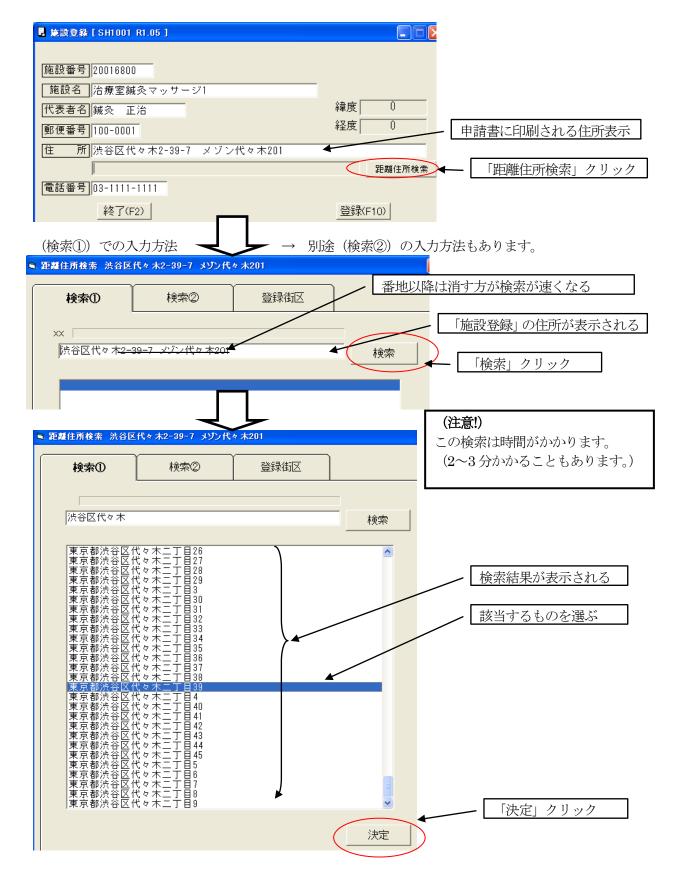
	往療費明	細表			純 土即 千代田区				十八八	23年2月	_
日付	出発地	出発地	他住所		P	離	基本料金	加算	金額計	備考	
•	施術所	Anna Anna Anna Anna Anna Anna Anna Anna	田区大手町一	T E 1	- 100	20.70	1,860	料金 0	1,860		
-	施術所		田区大手町一	- Line Control			1,860	4	1,860		
	施術所		田区大手町一	117 Parks 71 Park			1,860	1001	1,860		─
	代々木 太郎		STORY SERVICE OF THE STORY OF	STATES OF T		5. 0	1,860	1,600	3, 460		1
02/19	施術所	東京都千代	田区大手町一	丁目1		1.7	1,860	0	1,860		一
02/25	施術所	東京都千代	田区大手町一	丁目1		1.7	1,860	0	1,860		・往療距離
											 → ・往療費 が計算される
						_					
					- 51						
											_
-	-									,	 往療費明細書の員作例
											」「工)が、其 ヴァ 州山 古 ツノ貝 T F (グ)」
								-	-		
-										-	
											/01/13 更新日:H23/01/13 登録
											新証等記号番号 被保険者氏名
											121 小泉 純五郎
											──
		-									
											施術領収日 はり師、きゅう師 H23/02/28 小浜 亨
											申請日 委任日
	其太同数	佐 其木料る	金 加算回数	加算料金	金額計	1					H23/02/28 H23/02/28
合	19707	11, 160		1,600	12, 760	1					同意医師の氏名同意年月日
	HI C	11,100		*******		J	1 100				小西 泉
往	療費の合言	計	はり	- 4 5 5 4 5 5				用×		-	在 所
カミ	計算される	5		〔鍼併用)							
, v	1177 640	Φ		(電気鍼併用) 1,225 円× 回= 西神戸市小川1546-2 きゅう 1,195 円× 回= 要加療期間 (電気温灸器併用) 1,225 円× 5 回= 6,125							
			_		用)						 再同意医師の氏名再同意年月日_
			はり・		2 P 2 P 2 2			円×	_		
					.温灸器併/ .、	円) 「		× X			自 所
			((2kmまで	-			I HX	_		
			加質	_	km)		1,000				JU 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25
			加算		- km)			- 円×			
12	キ.チ.公子は	コロ 4m ココ ユ	加算	}	km)	ŀ		- 円×			個人負担金 1,889
	きた往療			VI.	km)			円×			保険給付額 16,996
	の往療	欄が記え	人で							18,8	248 8 74 12 87
る		_			選択・○						助成申請額 助成請求年月
			2 月	⊚ 2 3	3 4 ⊚	6	7 8	9 💿	11 12 (○ 14 15	16 17 18 ③ 20 21 22 23 24 ⑤ 26 27 28 29 30 3
				終了(F:	2) 抹	肖(F	4)			往疼	養費明細表作成 ☐ 登録(F10)

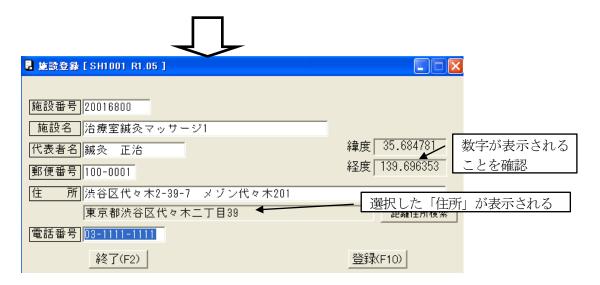
2. 住所データの作成方法

往療距離の自動計算に当たっては、「街区レベル位置参照情報」に合わせた住所登録をする必要があります。 ただし、往療距離の自動計算をしない場合は、この処理は不要です。

(1) 施術所の登録

「施設登録」で施術所の住所を登録します。 「選択画面」から「施設登録」を選択します。



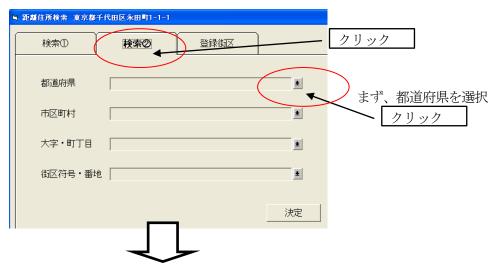


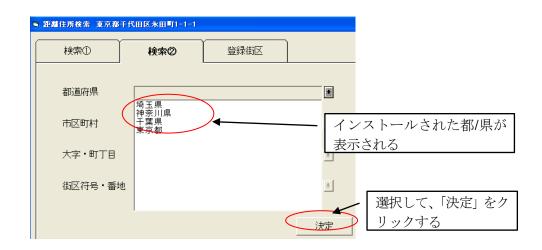
(2) 受療者住所の登録

実際に治療がおこなわれる住所を指定します。

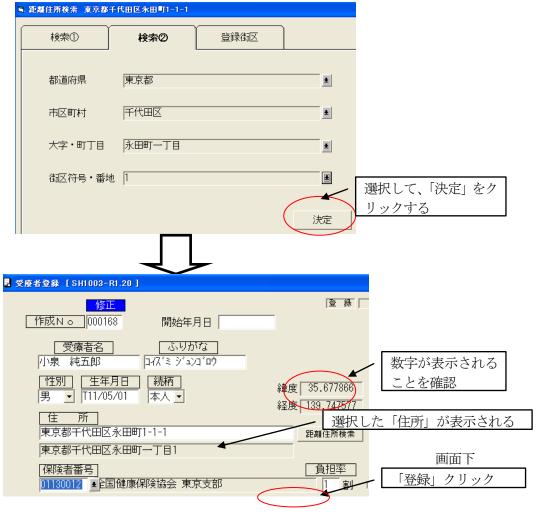
保険証に記載されている被保険者の住所と異なる場合には、その理由を「適用」欄に注記します。







同様に「市区町村」、「大字・町丁目」、「街区符号・番地」を登録する



(3) その他の登録

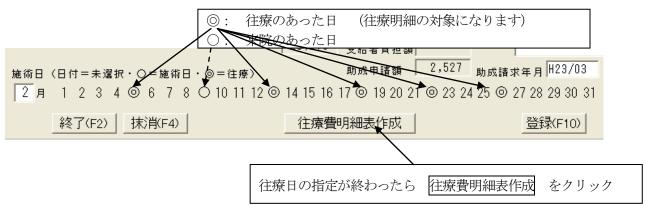
往療距離の計算に当たって、出発地の住所の設定は、「施術所」及び「受療者」の住所以外も設定できます。(「その他の住所」として設定します)

設定方法は、4.往療明細表の作成 の項で説明します。

3. 往療明細表の作成

(1) 申請書画面での往療日の設定

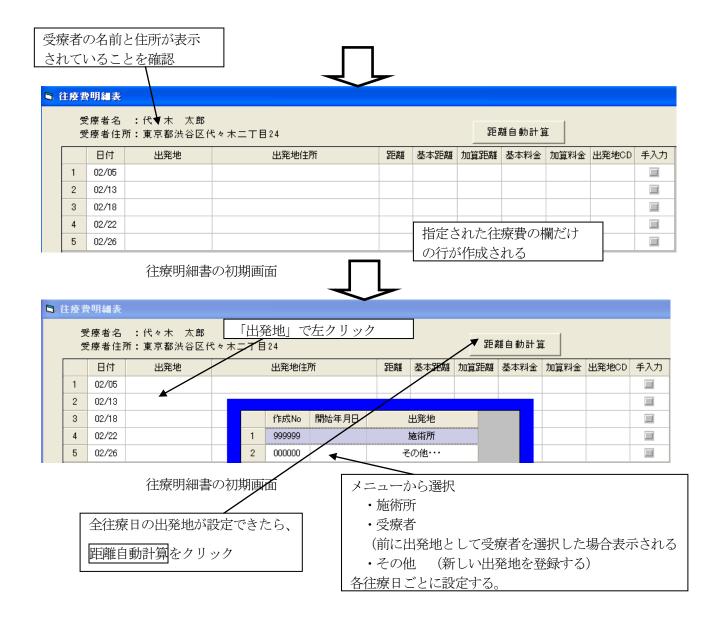
「はり」又は「マッサージ」の申請画面で、往療のあった日をチェックします。



(2) 往療明細表の作成

往療日ごとに出発地を指定する。(出発地にマウスカーソルを置いて、左クリックする) 出発は次の指定方法から選ぶ。

- ① 施術所 ・・・ 施設登録で指定した住所を使用する
- ② 他の受療者の住所 ・・・ 受療者登録で指定した住所 (座標データの事前作成が必要)
- ③ その他の住所 ・・・ 別途登録する(登録後は一覧に表示されるので、これを選択する)



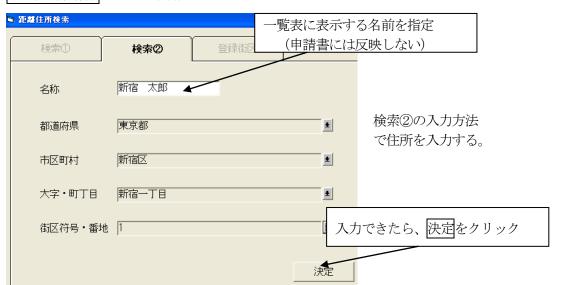
(「その他・・・」を選択した場合)



新たに住所登録する場合は

その他新規作成をクリック

(その他新規作成を選んだ場合)



入力し終わった往療明細表



(3) 申請書往療欄の作成

往療費明細表画面で「印刷」「登録」をクリックすると、申請書作成画面に戻ります。 その際、往療明細法の「往療距離」「金額」が申請書に反映されます。

申請書画面の往療欄



(注意事項)

- ・往療距離 自動計算には誤差があります。
- ・加算欄の制限

神奈川の申請書は往療欄が2行しかないので、3行以上にならないように明細表を作成する。 (3行以上の場合は申請書登録時にえらいになる)

・按分処理・・・手入力により、按分後の距離/金額を計算します。

4. その他の処理

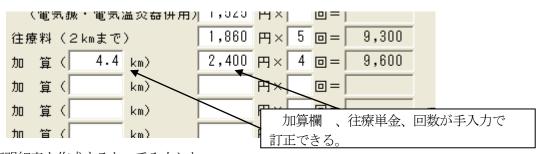
(1) 「その他新規作成」で登録した住所の「変更/削除」処理 該当行で右クリックすると、「修正/削除」のメニューが表示されます。



(2) 往療距離、往療費の手動入力 (往療明細書入力画面) 「自動計算できない」又は「自分で数値入力する」場合は、手動入力する。

	明細表													
_		:代々木 太郎 所:東京都渋谷区(弋々木二丁目24			距	雛自動計算	Ī						
	日付	出発地	出発地住所	距離	基本距離	加算距離	基本料金	加算料金	出発地CD	手入				
1	02/07	施術所	東京都千代田区大手町一丁目1	6.4	2.0	4.4	1860	2400	999999					
2	02/13	施術所	東京都千代田区大手町一丁目1	6.4	2.0	4.4	1860	2400	999999					
3	02/19	新宿 太郎	東京都新宿区新宿一丁目1	2.1	M	0.1	1860	800	800012	1				
4	02/23	施術所	東京都千代田区大手町一丁目1	6.4	2.0	4.4	1860	2400	999999	/ 🔳				
5	02/27	施術所	東京都千代田区大手町一丁目1	6.4	2.0	4.4	1860	2400	999999					
				手刀	手入力欄を レ する									
	加算距離などを手入力する。													
				距离	距離を入力すると、金額は自動計算できる									
				金額	金額欄も手動入力できる									

- ※ 手入力欄に レ がついた行は、距離自動計算で計算されない。
- (3) 往療距離、往療費の手動入力 (申請書入力画面)



※ 往療明細表を作成すると、手入力した 加算距離、往療単価は計算値に更新される

位置参照情報ダウンロードサービス利用約款

位置参照情報ダウンロードサービスの利用者は、利用前に必ず以下に示す利用約款をお読みください。本約款に同意された方のみ、サービスをご利用いただけます。

第1条 定義

本利用約款で示す位置参照情報ダウンロードサービス(以下、「本サービス」という。)とは、国土交通省が保有する位置参照情報を提供するサービスをいいます。

第2条 サービスの利用

- (1) 本サービスは無償で利用できます。ただし、本サービスを利用するための通信費等の費用は、利用者の負担となります。
- (2) 本サービスを利用する際には、必ず始めに本利用約款及び位置参照情報利用約款を十分にお読みください。本利用約款及び位置参照情報利用約款に同意された方のみ本サービスを利用できます。
- (3) 本サービスを利用した場合、国土交通省は、利用者が本利用約款及び位置参照情報利用約款に同意したものとみなします。

第3条 免責

本サービスの利用目的及び利用方法については、利用者の判断と責任に委ねられており、国土交通省は一切関与いたしません。事由の如何を問わず、本サービスを利用することにより生じた利用者又は第三者の損害については、利用者がその全ての責任を負うものとし、国土交通省は一切の責任を負いません。

第4条 その他

- (1) 本サービスは、予告なしに内容を変更、削除したり、メンテナンス等のため、運用の停止、休止又は中止をする場合があります。
- (2) 本利用約款で示す本システムの利用に関しては、日本法及び本利用約款に準拠するものとします。
- (3) 本利用約款に関連する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。
- (4) 本サービスのエラー等にお気づきの時は、情報を明記の上、問い合わせ先までご連絡ください。
- (5) 本利用約款は、予告なしに内容を変更する場合があります。

位置参照情報利用約款

第1条 定義

本利用約款で示す位置参照情報とは、国土交通省が保有し提供する街区レベル位置参照情報及び、大字・町丁目レベル位置参照情報をいいます。

第2条 利用上の注意

- (1) 街区レベル位置参照情報は、都市計画区域相当範囲、また、大字・町丁目レベル位置参照情報は、北日本(静岡県、長野県、富山県、石川県、福井県より北)のみ整備されており、全国のデータが揃っているわけではありませんので、利用者は整備範囲等を十分確認の上ご利用ください。
- (2) 位置参照情報は、国土計画関連業務のために作成されたものですので、公共測量等の高度な精度が要求される測量、各種証明等には使用することができません。また、利用者の利用目的に適合しているとは限りませんので、利用者は自らの責任でご自身の利用目的に適合しているかどうかをご判断ください。
- (3) 位置参照情報およびそれを利用者が編集・加工して作成した成果物を他に転載、引用等する場合は、利用者は「街区レベル位置参照情報 国土交通省」または、「大字・町丁目位置参照情報 国土交通省」のように出典を明記してください。また、位置参照情報の整備年、ファイル名、編集・加工した場合には編集・加工責任者等の情報についても、できる限り併記してください。
- (4) 位置参照情報に含まれる地名は、市町村資料、国土地理院の数値地図 2500、民間の地図等を基に作成したものであり、国内の標準的な地名を指定しているものではありません。

第3条 位置参照情報の利用

- (1) 位置参照情報は無償で利用できます。ただし、位置参照情報を利用するための通信費等の費用は、利用者の負担となります。
- (2) 位置参照情報を利用する際には、必ず始めに本利用約款を十分にお読みください。本利用約款に同意された方のみ位置参照情報

を利用できます。

(3) 位置参照情報を利用した場合、国土交通省は、利用者が本利用約款に同意したものとみなします。

第4条 免責

位置参照情報の利用目的及び利用方法については、利用者の判断と責任に委ねられており、国土交通省は一切関与いたしません。 事由の如何を問わず、位置参照情報を利用することにより生じた利用者又は第三者の損害については、利用者がその全ての責任を負うものとし、国土交通省は一切の責任を負いません。

第5条 その他

- (1) 位置参照情報は、予告なしに内容を変更、削除したり、又は提供を停止、休止又は中止する場合があります。
- (2) 本利用約款で示す位置参照情報の利用に関しては、日本法及び本利用約款に準拠するものとします。
- (3) 本利用約款に関連する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。
- (4) データについては、品質確認を行っておりますが、誤りがある可能性もあります。位置参照情報の内容の誤りにお気づきの時は、 情報を明記の上、<u>問い合わせ先</u>までご連絡ください。
- (5) 本利用約款は、予告なしに内容を変更する場合があります。

All rights reserved, Copyright c 2007 Counsellor, National and Regional Planning Bureau,

(参考資料2) 街区レベル位置参照情報

街区レベル位置参照情報とは

街区レベル位置参照情報とは、全国の都市計画区域相当範囲を対象に、街区単位(「○○町△丁目□番」)の位置座標(代表点の緯度・経度、平面直角座標)を整備したデータです。このデータを利用することで、住所などを含む表や台帳データに位置座標(緯度経度等)を付け、GISで地図上に展開して空間的な分析をすることができるようになります。

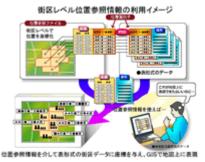


図:街区レベル位置参照情報の利用イメージ (クリックで拡大します)

街区レベル位置参照情報は、平成 12 年度より整備を開始し、平成 15 年度より毎年 1 回の更新を実施しています。 街区レベル位置参照情報をご利用になられる際は、以下の注意点及び「位置参照情報利用約款」を十分お読みください。

- 街区レベル位置参照情報に含まれる地名は、市町村資料、国土地理院の数値地図 2500、民間の地図等を基に作成したものであり、 国内の標準的な地名を 指定しているものではありません。
- 数値地図 2500 に街区ポリゴンがない地域については、数値地図 2500 の道路中心線、行政界を利用して街区の範囲を設定しており、特に住居表示未実施地区では、 代表点が代表する領域が広い場合があります。
- 元資料の作成年次の関係で、現状と一致しないデータがある場合があります。
- ◆ 住居表示未実施区域の場合は、街区相当範囲(道路等で区画された範囲)に含まれる地番を代表点に対応付けしています。

※注)

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 2500(空間データ基盤)を使用したものである。(承認番号 平 12 総使、第 456 号, 平 13 総使、第 136 号, 平 13 総使、第 484 号)」

大字・町丁目レベル位置参照情報とは

「大字・町丁目レベル位置参照情報」とは、日本における住所体系のうち、市、町、村、区、特別区の直下に属す行政区である「大字」、「町丁目」、 自治体によっては「町字」を示す住所代表点と、その住所代表点が示す位置座標を対応づけた情報のことです。

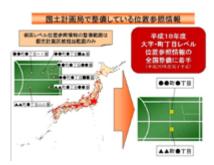


図:大字・町丁目レベル位置参照情報の利用イメージ (クリックで拡大します)

「街区レベル位置参照情報」は、GIS や空間データの利用・普及のための基本的な情報として整備していますが、データの整備範囲は都市計画 区域内に限られています。「大字・町丁目レベル位置参照情報」は「街区レベル位置参照情報」未整備地域を網羅する形で整備を実施しており、 「街区レベル位置参照情報」を補完する位置参照情報です。

「大字・町丁目レベル位置参照情報」は、平成 18年度に北日本(北海道、東北、関東甲信越、北陸)の整備を実施し、平成20年度には西日本の整備を実施し、全国整備を完了し、平成21年度に全国について更新しました。

大字・町丁目レベル位置参照情報をご利用になられる際は、以下の注意点及び「位置参照情報利用約款」を十分お読みください。

- 大字・町丁目レベル位置参照情報に含まれる地名は、市町村資料、国土地理院の25000分の1地形図、民間の地図等を基に作成したものであり、国内の標準的な地名を指定しているものではありません。
- 元資料の作成年次の関係で、現状と一致しないデータがある場合があります。